

「河川審議会 第1回企画部会 質疑」及び「条例骨子案での対応及び説明資料」

対象 方策	第1回企画部会における意見・質問	委員 (敬称略)	第1回企画部会における回答	条例骨子案での対応及び説明資料
1 全般	条例の理念、宣言についても今後議論するのか。	角松	理念についても今後検討していく。	〔骨子案〕 総則の「前文」「基本理念」に記載
2 全般	条例での責務・役割に関し、住民参加も盛り込まれるか考えられているのか。	角松	住民参加は必要であり、県民、事業者、市町みんなで浸水被害を軽減することが狙いである。	〔骨子案〕 ・総則の「県民及び事業者の役割」 ・方策 に 県民・事業者が参画する旨を記載
3 全般	県民・事業者の役割としては協力するということが多いが、今回は県民に具体的な役割を担ってもらうこととなるのか。	酒井	具体的なことは次回に骨子案としてお示しする予定だが、そのようなことも含まれると考えている。具体的な役割を担ってもらえる書きぶりを検討したい。	〔骨子案〕 ・総則の「県民及び事業者の役割」 ・方策 に 県民・事業者が参画する旨を記載
4 全般	住民がどのような形で関与・協力・貢献できるのかについて理解してもらうため、具体的なメニューを示すこととそのアウトプット(効果)がわかるような仕組みが必要ではないか。また、住民がその結果についてモニタリング出来るような仕組みが重要ではないか。インデックスが一つはっきりしてくれば目安になり分かり易い。	矢守	県民・事業者に広く薄く負担していただくこととなるが、どのように理解・協力いただくかが一番の課題と考えている。被害軽減についてはそのリスクを知ること、国、県等が出す情報の意味を知っていただいて、リアルタイムの情報をキャッチし有事の際に利用していただく。 具体的に一目でわかるように取り組んだ成果となると非常に難しく、どのような方法があるか検討する。	〔骨子案〕 ・総則の「県民及び事業者の役割」 ・方策 の 解説で、県民・事業者に参画して いただく理由等を記載 〔資料A〕 「雨水貯留設備の効果の試算」
5 全般	従来の取り組みでは河川の役割が大きい。河川整備計画の中では関係機関と連携するとよく言われるが、条例で市町の役割がどのように関与することになるのか。	田中丸	流域対策については、河川整備計画などの法定計画で担保できるものは書いていくが書きづらいものもある。だからといって何もしないのではなく、条例と整備計画の2つの体系をもって浸水被害の軽減を図っていきたいと考えている。	〔骨子案〕 ・総則の「市町の役割」 ・方策 に市町の役割を記載
6 全般	実施する上での予算上のよりどころはあるのか。国の制度と県で検討している制度との整合はどうなっているのか。	井上	この条例で新たな予算措置を取ることは考えておらず、既存の制度の中で対応していく。国の制度との整合については詰めきれていない。	〔資料B〕 「総合治水に係る財政支援制度」
7 全般	地域毎の課題に応じてとあるが、地域別の計画を作ることになるのか。	安田	流域の視点でくって地域毎の課題に応じて対応するものと考えている。	〔骨子案〕 総則の「総合治水推進計画」で、一定地域毎に計画を策定することを規定
8 全般	既存法令の間でミッシングリンクとなっているものを繋ぐ条例と考えて良いか。	道奥	そうである。	-
9 全般	兵庫県の場合、土砂災害がどのようにになっているか懸念している。阪神大水害のこともあり、何らかのメニューが必要ではないかと考えるが。	井上	土石流や崖地の土砂災害については山際に限定されるため、含めていない。土砂供給の多い河川では河川への影響がある場合もあるが、平成16年の災害を契機に治山・砂防事業と連携して実施するひょうご治山・治水防災実施計画が策定されており、河道の整備にあたっては土砂対策は連携してやることを前提としているので対象とはしていない。	-

対象 方策	第1回企画部会における意見・質問	委員 (敬称略)	第1回企画部会における回答	条例骨子案での対応及び説明資料
10 全般	法令という言葉に条例を含むのか。	角松	条例も含めて考えている。よりどころはないと書いているが、全くないわけではなく、水防法の水位周知河川のように既にあるものもある。	-
11 全般	河川法の中では、県または市町が独自に条例をつくって、上乗せできる規定があるのか。	安田	上乗せ規定はない。	-
12 全般	現状と課題のどれを見てもなるほどと思うものなので、課題に対して、それぞれの部署でもう一つ踏み込んでもらいたい。	吉田	-	-
13 全般	国レベルでは法律になっていない段階での条例化は先進的な取り組みであり成果を期待する。課題は多々ある。条例をバックボーンとして戻込みする部署を引っ張り出すという効果も期待している。	井上	-	-
14	画期的な取り組みと考える。今後取り組んでいただきたいのは、痛みを伴う方策の役割・責務・費用の分担に踏み込んで理念を打ち出していくことが重要。財産権との関係でどう捉えていくかに踏み込んだ条例を作っていけば、説得力をもつものになる。特に、調整池、遊水池、雨水貯留施設などの役割分担費用分担を考えていただきたい。	角松	-	[骨子案] ・方策 については、現状より流出増となる行為に調整池設置義務を課す ・その他の方策については、「総合治水推進計画」に位置づけたもののみに取り組み義務を課す仕組みを設定 [資料A] 「総合治水に係る現行の財政支援制度」
15	調整池について、流域について即地的に確定出来るのか。河川改修済みか否かについて即地的に確認できるのか。	角松	調整池については、開発があれば個別にどこの流域か確認している。	[資料C] 「兵庫県流域状況図」
16	設置された調整池が廃止されるのはどのような場合か。	吉田	恒久調整池は恒久的に設置するので廃止ということはないが、暫定調整池は河川改修が30年確率で完了すれば、廃止出来る。調整池設置は行政指導で行っており開発者に協力を頂いて設置している。このように条件が整い廃止される場合と設置しておいてもらおうべきものが勝手に廃止される場合の2種類がある。	-
17	調整池について、30年確率の改修が済んだら廃止できるようになっているなら意味がない。調整池を残していくべき。もう少し踏み込んだ内容にならなければ条例の意味がないのではと考える。	吉田	-	[骨子案] 方策 で、保全の義務、努力義務について規定

対象 方策	第1回企画部会における意見・質問	委員 (敬称略)	第1回企画部会における回答	条例骨子案での対応及び説明資料
18	土地利用にかかる兵庫県の線引き区域はごく一部。都市計画区域外である中山間地域の被害も多い。この問題はかなり重要である。放置された宅地、高齢化していく集落はどうなるのかも視野に入れておくべき。	安田	-	[資料D] 「中山間地域での課題への対応」
19	土地利用変更の抑制について、抑制について何が出来るのか。	角松	現行の開発を抑制することは非常に難しいと考えている。浸水しやすい市街化調整区域を市街化区域に編入する時に、浸水被害のことを意識して判断とすることが考えられる。	[骨子案] 方策 〇の〔現状〕に、現行法で実施できる内容を追記
20	遊水区域についても同様に即地的に確認できるのか	角松	遊水池についても現況から定性的にとらまえて判断している。	-
21	住民の痛みを伴うものがいくつかあり、ポンプの運転調整について、住民にとっては内水、外水どちらであっても浸水に変わりはない。よほど上手く導入しないと理解されないのではないのか。	田中丸	-	[骨子案] 方策 〇の〔解説〕で内水浸水に留意が必要な旨記載 [資料E] 「ポンプ運転調整の必要性について」
22	ポンプ排水について決めているものはないとしているが、ポンプを止めて具体的に危険な地域があるのか。	酒井	大きな河川の都市部の築堤区間が対象となる。下水のポンプについては、地盤が低いところから浸水する。そのような場所では、下水に水を流さないようにするため貯めるなど連動する話であり、流域対策の検討を進める必要があると考える。	-
23	ポンプ排水については、痛みを伴うのでルールを定めるにあたっての合意形成が重要である。ルールの制定過程でどのように合意形成を図っていくのか、何らかの形で参加を求めていくことが可能かということを検討していただきたい。	角松	-	[骨子案] 方策 〇の〔解説〕で内水浸水に留意が必要な旨記載
24	施設の耐水化については、投資をしたものには直接的に効果があるが、各戸貯留については、その便益が投資した人に返ってくるとは限らない。痛みを伴う施策には、補助制度等を導入する必要があると考える。	田中丸	現在の財政事情を考えると、条例とセットの補助制度は困難であるが、現在も補助制度のある市町もある。皆に協力いただいて浸水被害を軽減する取り組みを進めるためのよりどころとする条例であり、条例を制定した次のステップで取り組みを推進するための補助制度の検討もあり得る。	-
25	河川の立場で施策を考えているものが多いが、雨水を利用するという点もあるので、他の施策との連携に対する配慮も必要である。	安田	-	[骨子案] 方策 〇の〔解説〕に、他の施策との連携について記載
26	森林の保水力に関しては定量的な評価が難しいとあったが、どのような森林、どのような維持管理が望ましいのかについて踏み込んで考えていただきたい。神戸市の会議にも出席したが、すりあわせて欲しい。	角松	-	[資料F]「望ましい森林について」

対象 方策	第1回企画部会における意見・質問	委員 (敬称略)	第1回企画部会における回答	条例骨子案での対応及び説明資料
27	尼崎市で公開していると聞いたが、内水のハザードマップについては、後日その内容を紹介いただきたい。	矢守	-	【資料G】 「尼崎市内水ハザードマップ」
28	地域防災計画において水の問題はどう取り扱われているのか。条例と地域防災計画との役割分担について今後、教えていただきたい。	安田	-	【資料H】 「総合治水条例と地域防災計画の関係について」
29	耐水化に関し、盛土にすると液状化、高床化するとバリアフリーの問題もある。景観の問題もあり、個々の単位での対応は難しい。まちづくりの中で考えていく必要がある。	安田	-	【骨子案】 方策の〔解説〕に留意の必要がある旨記載
30	これからの都市の被害を考えると地下空間の問題があるが、地下街でもいるんな団体なり主体が関与しており、行政が関与する部分は少なくないと思うが、どう考えているのか。現時点でどのような対策はとられているのか。	酒井	現時点では、入り口の遮水壁ぐらい。そこまでの検討はしていない。	【資料I】 「地下街における水害対策」
31	災害危険区域による法令の趣旨と条例の趣旨の関係整理が必要。条例が法と異なる目的を掲げているという整理ができれば、条例の可能性が広がる。	角松	-	【資料J】 「兵庫県総合治水条例(仮称)の各方策と法令との関係」
32	フェニックス共済の加入率が上がらないことについてどのように分析されているのか。またこの条例によりどのように変わると見込んでいるのか教えていただきたい。	吉田	担当部局は周知に懸命に取り組んでいる。担当課が出席していないが、佐用での災害の給付事例もあり、条例化により加入促進へのアプローチがあると思う。	【資料K】 「フェニックス共済の加入率が上がらない理由」
33	フェニックス共済制度は良い制度だし、ずいぶん広報はされていると思う。広報をしているにもかかわらず加入率が上がらないのは、県民の意識の広がりがいいのではないのか。条例で広がるならそれに越したことはない。	吉田	-	-
34	佐用の水害の後や東日本大震災の後に加入率はどのようになっているのか、今後分析いただきたい。	道奥	-	【資料L】 「佐用町水害や東日本大震災後のフェニックス共済の加入率」
35	フェニックス共済制度以外の保険制度への加入状況がわかるのか。	角松	保険制度については把握していない。	【資料M】 「フェニックス共済制度以外の保険制度への加入率」